

報告Ⅰ 令和6年度神戸市自動車事業会計予算繰越しの報告について

令和6年度神戸市自動車事業会計予算繰越計算書

地方公営企業法第26条第1項の規定による建設改良費の繰越額

款	項	事 業 名	予算計上額	支 払 義 務 発 生 額	翌年度繰越額	左 の 財 源 内 訳			不 用 額	翌年度繰越額に 係る繰越しを要 するたな卸資産 の購入限度額	説 明
						国庫支出金	企 業 債	そ の 他			
1 資本的支出	1 建設改良費	脱炭素化事業 （ 自 動 車 ）	108,000,000	2,509,960	105,490,040	—	105,000,000	490,040	—	—	工期調整のため
		西神中央バス ターミナル上屋	143,600,000	—	143,600,000	—	—	143,600,000	—	—	工期調整のため
合 計			251,600,000	2,509,960	249,090,040	—	105,000,000	144,090,040	—	—	

繰越明細表

事業名		翌年度繰越額	説 明
建物費	脱炭素化事業（自動車）	105,490,040	工期調整のため
	西神中央バスターミナル上屋	143,600,000	
計		249,090,040	

〔参考〕 地方公営企業法（抜粋）
（予算の繰越）
第二十六条 予算に定めた地方公営企業の建設又は改良に要する経費のうち、年度内に支払義務が生じなかつたものがある場合においては、管理者は、その額を翌年度に繰り越して使用することができる。
2 前項の規定による場合を除くほか、毎事業年度の支出予算の金額は、翌事業年度において使用することができない。
ただし、支出予算の金額のうち、年度内に支出の原因となる契約その他の行為をし、避け難い事故のため年度内に支払義務が生じなかつたものについては、管理者は、その金額を翌事業年度に繰り越して使用することができる。
3 前二項の規定により予算を繰り越した場合においては、管理者は、地方公共団体の長に繰越額の使用に関する計画について報告をするものとし、報告を受けた地方公共団体の長は、次の会議においてその旨を議会に報告しなければならない。